様式(細則 6-2)

令和 8 年 9 月 29 日

浜田市議会議長　様

議員名　芦谷　英夫

研　修　受　講　報　告　書

下記のとおり研修を受講したので報告します。

記

1．研修名

「文化財指定に係る勉強会」

2．受講の目的

令和 8 年度総会において承認いただいた活動計画に基づく勉強会。

3．期間（移動日を含む）

令和 8 年 8 月 26 日（水）

4．経費　　1,320 円

（経費内訳　旅費 1,320 円）

5．研修のポイント・議員活動や市政への反映など

石見神楽衣裳、神楽面、吹き出し花火等の神楽を支える貴重なものづくりに対して、早急な「浜田市文化財指定」の実現(ものづくり認証制度を含む)に向けての活動に活かすため。

6．研修内容
（詳細は別紙のとおり）



【研修内容】

①講師:石見神楽亀山社中　　小川　徹　氏
　石見神楽及び石見神楽を支える地域の伝統的な工芸技術に関する内容、浜田市の文化財行政に求めること　等

②講師: 國學院大學大学院 博士後期課程　安西生世 氏
　文化財保護法及び文化財保護条例に関する内容、「保存と活用」に関する内容 等

第１部

1. 神楽および石見神楽の基本構造

神楽の定義: 日本を代表する神事芸能であり、宮中で行われる「御神楽」と、民俗芸能として全国に伝わる「里神楽」に分かれます。

石見神楽の分類: 島根県西部（旧石見国）に伝わる「採物神楽」の一種です。

直面で舞う儀式的な〈儀式舞（神事舞)〉と、神話や古典を題材とした演劇的な〈能舞（神楽能)〉で構成され、現在は約 130 の団体が継承活動を行っています。

2. 氏子（民衆）による石見神楽の誕生

神職から氏子へ: 江戸時代中期までは神職が執り行っていましたが、明治初期に明治政府から「神職演舞禁止」などの布達が出されました。

伝統の継承: 布達を受けた神職が各神社の氏子（民衆）へ神楽を教えたことで、民衆主体の石見神楽へ移行し継承されました。

3. 浜田で生まれた石見神楽文化と技術革新

浜田市では、現代の石見神楽を支える数々の革新的な道具や文化が生み出されました。

改正神楽（八調子神楽）: 明治 17 年頃、浜田の国学者や神職によって舞・詞章・奏楽が刷新・整理され生まれました。

石見神楽面（長浜面）: 石州和紙と柿渋を原料とし、軽量・強靭でありながら木彫面を凌駕する精緻な表現を可能にしました。

石見神楽蛇胴: 明治中期、提灯の構造から着想を得て考案され、演目「大蛇」などのダイナミックな二人舞を確立させました。

石見神楽衣裳・花火・笛: 金銀糸を用いた豪華な刺繍衣裳、演目の効果を高める特殊花火、息の抑揚やリズムを表現しやすい「窓（ラピューム)」付きの石見神楽笛などが浜田で開発されました。

『校定石見神楽台本』: 1954 年に篠原実編で発行され、乱れていた詞章を

再整理した石見神楽のバイブルとして定着しました。

4. 現代における役割

名称の由来: 「石見神楽」という名称は、昭和13年（1938年）のラジオ放送に関する新聞報道が初出とされています。

地域の誇りと観光資源: 浜田で生まれた道具や台本などの「石見神楽文化」は、現代のすべての石見神楽団体に取り入れられています。

大阪・関西万博での特別公演を行うなど、現在も地域の重要な文化・観光資源として発展を続けています。

第2部

1. 文化財の定義と分類

6つの分類: 文化財保護法に基づき、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類に定義されています。

保護形態の違い: 無形文化財が「技」の高度な体現者（保持者・保持団体）の認定を必須とするのに対し、民俗文化財は人々の生活の中で継承され変化することを前提とした保護措置が採られます。

2. 文化財保護法の仕組みと法改正

指定と登録の違い: 「指定」が強固な規制と手厚い保護を行うのに対し、「登録」は保存と活用のための幅広く緩やかな措置を提供します。

近年の法改正: 令和3年に無形文化財・無形民俗文化財の登録制度が新設され、令和7年には生活文化に関する指定制度が整備されるなど、社会の変化に応じた法改正が進められています。

3. 島根県および浜田市における文化財行政

地方条例の構造: 島根県や浜田市の文化財保護条例は、国の文化財保護法に基づく定義を適用・運用しています。

地域の現状: 島根県および浜田市における指定・登録文化財の件数や、地方公共団体における登録制度の運用・手続き（条例での制定要件など）について整理されています。

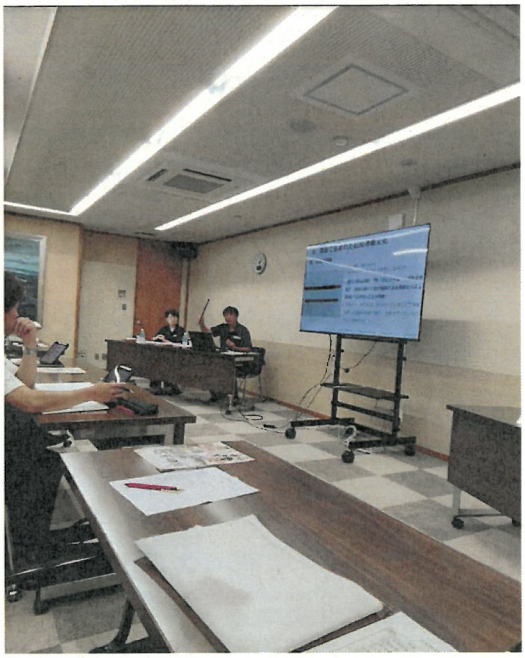
4. 文化資源の保存と活用

直面する課題: 過疎化・少子高齢化に伴う担い手不足、維持管理費の確保、自然災害、地域住民への魅力や価値の共有不足といった継承の危機が指摘されています。

文化観光と地域活性化: 周縁領域も含めた「文化資源」として捉え直し、適切な保存・修復を前提としながら「文化観光」などを通じた振興・地域活性化の好循環を生み出す重要性を主張しています。



研修全景１



第１部　小川氏



第２部　安西氏



研修全景２

【所感】

(1) お話から、石見神楽について、石見神楽をどう舞いどう観せるか、どう発信し人を呼び寄せるか、地域ごとの社中はどうあるべきか、後継者をどう育成するか、子ども神楽を振興しどう子どもに伝えるか、神楽産業をどう伝承し発展させるか、神楽文化遺産をどう保存しどう伝えるかなどの課題があり市政に課せられた宿題であると確認した。

(2) 文化財指定については、国指定の佐陀神能（松江市）、大元神楽（江津市）、出雲神楽（出雲市）の３神楽があり、県指定では浜田市の井野神楽、有福神楽があり、佐陀神能は無形文化遺産も登録されている。石見神楽の文化財指定には、資料の収集、状況の調査、専門家による学術的評価などのため市の体制づくりが必要である。

(3) 日本遺産認定は石見神楽の振興につながるが、これは文化財を地域活性化につなげ文化・観光・経済の好循環へ、とされている。文化財指定に向け石見神楽は石見一円にあり、関係市町の連携、中心市として浜田市の役割があり、リーダーシップが必要であり、これらを進めるため市の体制づくり、神楽団体の組織強化が必要である。

(4) 市に示された基本構想では、石見神楽の保存伝承、神楽関連産業・ものづくり技術の保存継承、市としての情報発信、行政における調査研究、保存・伝承拠点施設などが示されているが、このほど示される駅周辺グランドデザイン案で石見神楽の振興をどのように位置づけるのか、議員連盟としてもしっかり関与する必要がある。